

第5節 確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き

I 確定拠出年金運営管理機関の概要

確定拠出年金制度は、少子高齢化の進展、雇用の流動化等社会経済情勢の変化に鑑み、厚生年金基金、国民年金基金等の年金制度に加えて、本人若しくは事業主が従業員のために拠出した掛金を加入者等が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができる公的年金に上乗せする年金制度として、平成13年6月に法案が成立し、同年10月施行された。

確定拠出年金法において、個人に関する記録の保存、運用の方法の選定及び提示等の業務を行う者は、確定拠出年金運営管理機関として厚生労働大臣及び内閣総理大臣の登録を受けなければならないとともに、両大臣が必要な監督を行うこととされている。なお、内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に、金融庁長官権限の一部は財務局長等に委任されている。

14年3月末現在の登録数は177法人であるが、確定拠出年金運営管理機関は、資産の運用に関する専門的知見に基づき、運用の方法の選定を行うことが必要とされていることなどから、金融機関の占める割合が大きくなっている。(資料13-5-1~2参照)

II 事務ガイドライン

確定拠出年金運営管理機関の登録等に関する事務を円滑に行うため、13年9月に事務ガイドラインを改正(確定拠出年金運営管理機関関係の追加)し各財務局等に通知するとともに、当庁のホームページに同ガイドライン等を追加掲載した。(資料13-5-3参照)